

# 取組の実際 ～環境整備の進め方とポイント～

## 現状の調査

- 受動喫煙対策を実施するに当たり、屋内の喫煙室を設置して分煙をしている場合は、現状の排気設備の確認、及び空気環境の確認を行いましょ。 ※測定方法は8ページ

## 目標の決定

- 受動喫煙対策の最終目標又は当面の目標を、全面禁煙と空間分煙のどちらにするかの選択をします。
  - 喫煙者と非喫煙者の双方の意見を聞き、相互理解を促しましょう。話し合いでは個人の問題とせず、組織として取り組みます。安全衛生管理の一環として、安全衛生委員会等の既存の組織を活用することも有効です。
  - 会社における全面禁煙または空間分煙導入のメリット、デメリットを整理しましょう。
  - 建物の構造上、喫煙室の設置が困難な場合、喫煙室が設けられている場合であっても屋外排気型になっていない等、十分な対応を行うことが困難な場合には、受動喫煙を確実に防止する観点から、不完全な空間分煙ではなく、全面禁煙を選択しましょう。
  - 初めは空間分煙とし、段階的に全面禁煙と移行していくという方法もあります。

空間分煙(要件を満たす喫煙所を数箇所設置)

就業時間内禁煙(喫煙できる時間帯を区切る)

喫煙所数を徐々に減らしていく。

全面禁煙

同時に禁煙サポートの実施(喫煙者数の減少)

## 計画の作成

- 受動喫煙防止対策を着実かつ継続的に行うため、実行する時期を明確にし、スケジュールをたてましょう。
- 組織的に取り組むために、受動喫煙防止対策を安全衛生管理の一環として位置づけ、安全衛生委員会等で実行や評価、見直しをしていきます。評価の時期や方法についても、この時点で決定します。
- 対策の推進には、経営層はもちろん、人事部門、財務部門、建物管理部門、安全衛生委員会、健康保険組合の協働が効果的です。担当部署及び担当者や役割分担について定め、体制を整えましょう。

## 周知

- 対策を効果的なものとするには、事前に十分な期間をとって、事業所内に周知を行うことが大切です。
- 経営層の意思として基本方針を打ち出し、また経営層が率先して行動することは、対策をすすめる上で大きな力になります。

## 実行 全面禁煙の場合

### 全面禁煙のメリット

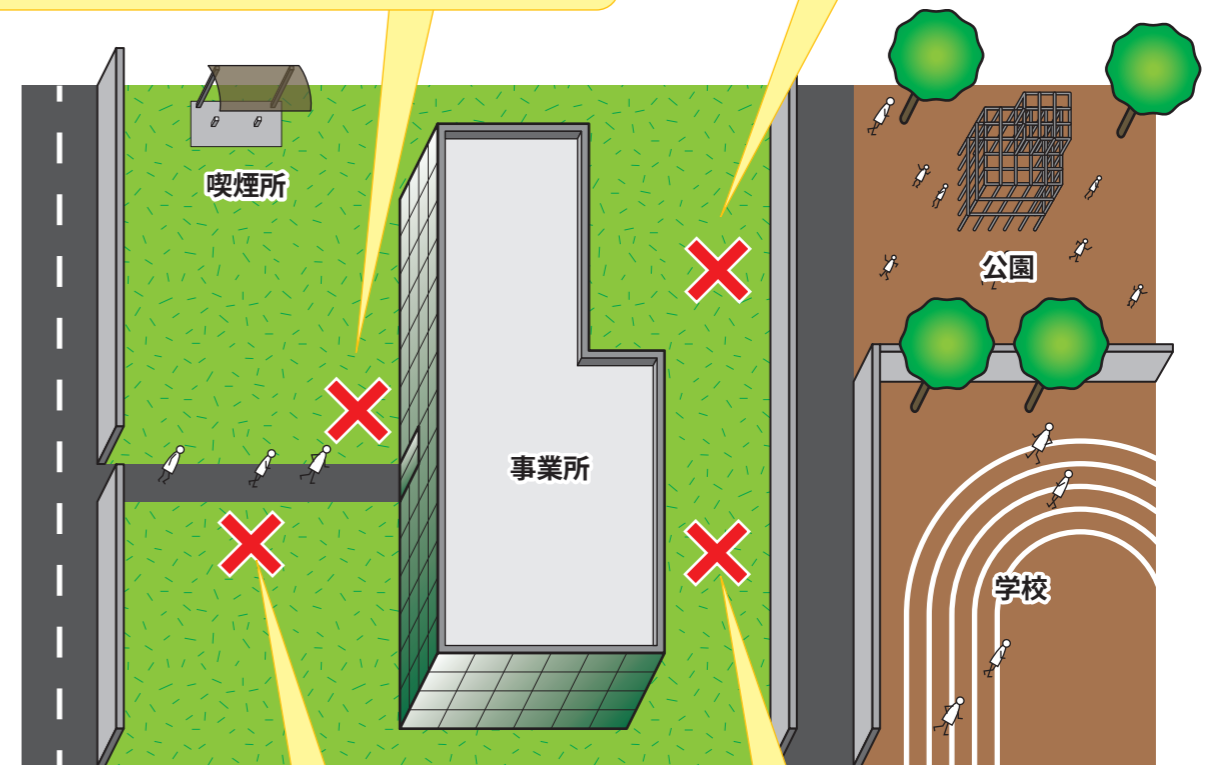
- 空間分煙のコストいらず!!  
(例) 喫煙室の設置スペースの確保、喫煙室や排気装置等の設置維持管理の費用、排気による冷暖房の熱損失など)
- 禁煙を促すことになり、禁煙サポートになる!! 喫煙者も本数減!!
- 全面禁煙に取り組んでいることで、健康的な会社としてイメージアップ!!

### ここがポイント

#### 建物内を全面禁煙とし、屋外に喫煙場所を設置する場合

煙が屋内に流れ込まないように、施設の出入口からなるべく離しましょう。ドアの開閉や風向きにより、たばこの煙が屋内に入ってしまう。

定められた場所以外での喫煙や歩きタバコは、禁止しましょう。



屋外の喫煙所は、非喫煙者が近くを通らずに済むような場所であることも大切です。

近隣に学校や通学路、児童公園等がある場合は、煙が流れないかにも注意しましょう。

敷地内に喫煙所を設けない場合、近隣や通勤途上に他の迷惑になることがないように、喫煙する従業員には特に注意を促しましょう。

**実行** 空間分煙の場合

**喫煙室の要件**

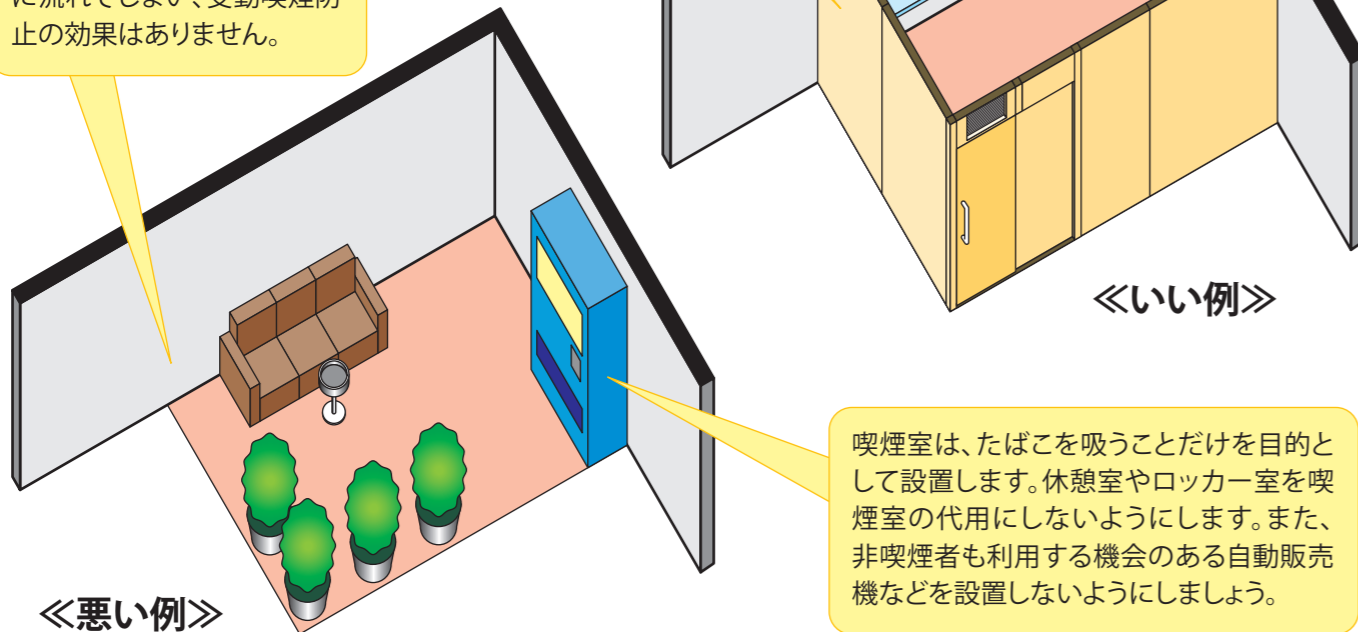
- 喫煙室は、出入り口以外には非喫煙場所に対する開口面がない、独立した部屋である必要があります。
- たばこの煙は、屋外に排気します。
- 喫煙室で、何人同時にタバコを吸うかを考え、喫煙本数に合う排気装置を設置します。
- 室外から室内へ0.2 m/S以上の風速を確保します。
- 排気する空気と同じ容積の空気を取り入れるため、喫煙室の出入口には扉をつけないか、扉をつける場合は空気取り入れ口を設けます。
- 排気風量が不足の場合、スクリーン(のれん)を使って開口部の面積を小さくするか、排気装置の能力を上げる必要があります。

**ここがポイント**

施設の新築や増改築の際には、喫煙室の設置場所や排気の方法について、設計段階から計画的に検討しましょう。既存の建物に後から喫煙室を設置する場合は、パーティション等で煙がもれないように区画する方法もあります。

たばこの煙が拡散する前に排気するため、排気装置のそばで喫煙させるように注意を促します。

灰皿を置いただけであったり、鉢植えやキャビネットで区画しただけの喫煙場所では、たばこの煙が非喫煙場所に流れてしまい、受動喫煙防止の効果はありません。



《悪い例》

《いい例》

喫煙室は、たばこを吸うことだけを目的として設置します。休憩室やロッカー室を喫煙室の代用にしないようにします。また、非喫煙者も利用する機会のある自動販売機などを設置しないようにしましょう。

**評価** 空間分煙の場合

**評価の視点**

- 空気環境の測定
- 排気装置の保守管理状況の確認
- 喫煙に関するルールの遵守状況 など...

**空気環境の測定について**

対策の実施前後に測定するほか、対策の効果が維持されていることを確認するためにも、定期的に測定しましょう。測定は、測定機器を用いて自ら測定するか、空気環境測定業者に委託します。

**測定方法**

【測定場所】

非喫煙場所、喫煙室、喫煙室と非喫煙場所の境界

【測定項目等】

測定項目	評価基準	測定機器
浮遊粉じん濃度	0.15mg/m <sup>3</sup> 以下	校正された相対濃度計 又は分光ろ紙じん埃計
一酸化炭素濃度	10ppm以下	検知管又はこれと同等以上の性能をする機器
非喫煙場所から喫煙場所への気流の風速	0.2m/s以上	一般用風速計

【測定頻度】

3月以内ごとに1日以上(対策の効果を維持するための測定の場合)

【測定回数】

事務室については、1日3回以上(始業1時間後、終業1時間前、その中間時)  
事務室以外の非喫煙場所及び喫煙室は、その室の使用中に一回以上

【測定点】

床上1.2m~1.5mまでの間の一定した高さで測定  
1室5点以上(喫煙室はこの限りでない)  
気流の風速は、開口面の上部、中央部、下部

【その他】

測定結果が良好な状態が1年継続した場合は、測定頻度を減らしたり、非喫煙場所の測定を省略することも可

「職場における喫煙対策のためのガイドライン」(厚生労働省 平成15年5月)

**見直し** 空間分煙の場合

評価の結果、空気環境の測定数値や喫煙室の使用状況に問題があれば、改善のための措置をとります。

ルールが遵守されていない場合には、見回りを行ったり、張り紙で呼びかけるなどして、ルールの徹底を図りましょう。